



2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

**第十二条** 総務大臣は、第九条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

**第十三条** 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類の中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消を受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。)の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者は国内における代理人を定めていない者

五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

六 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(登録の更新)

**第十二条の二** 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

ときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

二 第九条の登録を受けた者（第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）又は第二種指定電気通信設備（第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。）が、次のようにずれかに該当するとき。

イ その特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。以下この項において同じ。）の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該当するとき（当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）をしたとき。

イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者（当該同条の登録を受けた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）をしたとき。

ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

第十登録年月登録及びその更新の年月日並びに 第一条日及び		項第一	前条各号	二項第一	第一項第一	第一条
3	第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項に規定する期間内に当該申請に対する処分がされないときは、第九条の登録は、当該期間の経過後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。	五 電気通信事業者が電気通信事業を適切でないと認めたる者	各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）	五 その電気通信事業を適切に遂達のために適切でないと認められる者	五 その電気通信事業を適切に遂達のため十三条第二項に規定する第一種指定期間内に定電気通信設備を設置する電気通信事業者があつては、第三十一条に規定するに足りる体制の整備（第三条第二項に規定する第一種指定期間に定電気通信設備を設置する電気通信事業者があつては、第六項に規定する体制の整備を含む。）を行われないと認められる者	八 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
4	第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。 イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。口及びハにおいて同じ。）であること。	七 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者	六 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三条第二項に規定する第一種指定期間に定電気通信設備を設置する電気通信事業者があつては、第六項に規定する体制の整備を含む。）を行われないと認められる者	四 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人一部を譲り受けたとき。	2 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。 一部を譲り受けたとき。	八 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

八 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。

当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く）であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係備をいう。

一 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

イ 第一種指定電気通信設備

口 その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合として第三十三条第一項の総務省令で定める方法により算定した割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するための設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体（イに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ 第二種指定電気通信設備

二 その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この二及び第二十四条第一項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信









四 当該電気通信役務を提供する者に限る。は、その利用者に対し、  
電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信が有する情報送信機能  
利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用  
者に送信する機能をいう。総務省令で定めるところにより、あらかじめ、  
信設備に送信する機能をいう。(以下この条において同じ。)を起動する指令  
を起動させる情報を送信する機能をいう。(以下この条において同じ。)の送信  
の送信をいう。(以下この条において同じ。)を起動する指令を起動する指令  
行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が  
により、当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければ  
起動させる情報を送信することとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報  
報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定めるところによ  
る。ただし、当該情報が次に掲げるもの  
である場合は、この限りでない。

一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の  
映像面に適正に表示するために必要な情報を他の利用者が電気通信役務を利用する際に  
送信をすることが必要なものとして総務省令  
で定める情報

二 当該電気通信事業者又は第三号事業者を営む  
者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提  
供した際に当該利用者の電気通信設備に送信  
した識別符号(電気通信事業者又は第三号事  
業を営む者が、電気通信役務の提供に際し  
利用者を他の者と区別して識別するために用  
いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)  
であつて、当該情報送信指令通信が起動させ  
る情報送信機能により当該電気通信事業者又  
は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信  
先として送信されることとなるもの

三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送  
信機能により送信先の電気通信設備に送信さ  
れることについて当該利用者が同意している  
情報

(1) 当該情報送信指令通信が起動させる情  
当する場合には、当該利用者がイに規定する  
措置の適用を求めていない情報  
イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲  
げる行為を停止する措置を講じているこ  
と。

(2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

(業務の停止等の報告)

**第二十八条** 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい。

ハ その他総務省令で定める重大な事故

電気通信事業者は、前項第一号イからハまでに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと認めめたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(業務の改善命令)

**第二十九条** 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対して、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関する事項に秘密の確保に支障があるとき。

二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき。

三 電気通信事業者が重要な通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務（基礎的電気通信役務（届出契約書に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）又は指定電気通信役務（保障契約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）を除く。次号から

五 第七号までにおいて同じ。) に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確なため、利用者の利益を阻害しているとき。  
六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。  
七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。次号において同じ。)において、電気通信事業者及びその使用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。  
八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。  
九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。  
十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行つて其他これら業務に関し不当な運営を行つてることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じてゐるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。  
十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。  
十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないた

2 確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者が第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条、第二十七条の二、第二十七条の四又は第二十七条の十二の規定に違反したとき  
二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第一項の規定に違反したとき  
三 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき  
四 第三号事業を営む者が第二十七条の十二の規定に違反したとき

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

む者

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争關係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

3 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第二項第一号に規定する特定関係法人をいう。）の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対する取扱いをし、不當に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第六百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不當に規律をし、又は干渉をすること。

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不當に不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第六百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不當に規律をし、又は干渉をすること。

五 総務大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、總務省令で定めるところによつて、電気通信役務に関する収支の状況その他それらの会計に關し總務省令で定める事項を公表しなければならない。

るものとして総務大臣が指定するもの（次項及び第一百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者にして他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に關し前条第四項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、又は前項の委託を受けた子会社が前条第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第四項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

四 第一項、第三項及び前項に規定する「子会社」とは、法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができます）が過半数を有する他の会社をいう。この場合において

て、法人及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

6 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

7 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。

二 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。

8 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

（電気通信回線設備との接続）

**第三十二条** 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不當に害するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

**第三十三條** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が利用者の電気通信設備の移動端末設備を除く。と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうち占める割合として総務省令で定める方法により算定した割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な運営に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。







#### 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する

電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

#### 第四十一条の二 ドメイン名電気通信役務を提供

する電気通信事業者は、そのドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を当該電気通信設備の管理に関する国際的な標準に適合するよう維持しなければならない。

#### 第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者による電気通信設備の自己確認

する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者による電気通信設備の自己確認

する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者による電気通信設備の自己確認

#### 第四十三条 総務大臣は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第四号又は第十六条第一条第一項第四号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の規定により確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、第一百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第三項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

#### 六 第一項から第三項までの規定は、第四十一条

第四項の規定により指定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第五項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第五項」と読み替えるものとす

る。

#### 第七 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三項の規定により総務大臣に對してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「第四十一条第五項」に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該

規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第五項に規定する」と、前項における准用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

（技術基準適合命令）  
第四十三条 総務大臣は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するよう当該設備を修理し、若しくは改修することを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 前項の規定は、第四十一条第二項、第三項又は第五項に規定する電気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

（管理規程）  
第四十四条 電気通信事業者は、総務大臣は、電気通信事業者が前条第一項又は第三項の規定により届け出た管理規程が同条第二項の規定に適合しないと認めることは、当該電気通信事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、電気通信事業者が管理規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために必要な限度において、管理規程を遵守すべきことを命ずることができることとする。

（管理規程）  
第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に關し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合は他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信事業者が選任したときは、遅滞なく、それを解任したときは、同様とする。

3 第四十一条第四項の規定により新たに指定された電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

（電気通信設備統括管理）  
第四十六条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について総務省令で定める。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に關する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。

3 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

#### 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に関し、電気通信設備統括管理者のその職務を行う上で意見を尊重しなければならない。

四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備に関する事項  
四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備の選任に関する事項

#### 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に関し、電気通信設備統括管理者のその職務を行なわなければならない。

四 第四十四条の五 総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」に

#### 四 第四十四条の五 総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」に

された電気通信事業者がその指定の日以後最初に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該

規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第五項に規定する」と、前項における准用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

（電気通信主任技術者）  
第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に關し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合は他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信事業者が選任したときは、遅滞なく、それを解任したときは、同様とする。

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信事業者が選任したときは、遅滞なく、それを解任したときは、同様とする。

3 第四十一条第四項の規定により新たに指定された電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

（電気通信主任技術者資格者証）  
第四十六条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について総務省令で定める。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に關する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。

3 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

（電気通信主任技術者試験）  
四 第四十四条の五 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に關する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。



の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代理人又は国内における代理人を定めていない者（認定の基準）

**第五十条の四** 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めることは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

**第五十条の五** 前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録」又は第十六条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の（変更の認定等）

**第五十条の六** 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。

この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは、「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは、「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは、「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

**第五十条の七** 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であるに至ったとき。

三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。

二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。（利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等）

**第五十条の九** 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

一 第十二条の二第一項の規定により登録が受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当されたり。

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三 電気通信事業の全部を廃止したとき。

四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。（認定の取消し）

**第五十条の十** 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

一 第十二条の二第一項の規定により登録が受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当されたり。

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三 電気通信事業の全部を廃止したとき。

四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。（認定の取消し）

**第五十条の十一** 総務大臣は、総務省令で定める基準により、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。（電気通信番号計画への記載）

**第五十条の十二** 総務大臣は、次に掲げる場合に、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。

二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。

三 第五十条の七の規定により第五十条の二第二項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。

四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。

五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消されたとき。

**第五十二条** 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

**第五十二条** 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を取り消されたとき。

二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。（利用者設備識別番号の指定等）

**第五十三条** 総務大臣は、総務省令で定める基準により、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

**第五十四条** 総務大臣は、第八十六条第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）は、その登録に係る技術基準適合認定（前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していることの認定をいう。以下同じ。）を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器（総務省令で定める種類の端末設

通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定の法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第五十二条の規定による命令に違反したとされたとき。

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

**第五十四条** 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定めること。

（指定期間の引継ぎ等）

**第五十五条** 端末設備の接続等

（端末設備の接続の技術基準）

一 前項並びに第六十九条第一項及び第二項並びに第七十条第一項において同じ。に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者との電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて、総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項並びに第六十九条第一項及び第二項において同じ。に適合しない場合その他の総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2 前項の総務省令で定める技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようによること。

二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

**第五十五条** 第八十一条第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）は、その登録に係る技術基準適合認定（前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していることの認定をいう。以下同じ。）を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器（総務省令で定める種類の端末設





(登録修理業者の義務)

**第六十八条の七** 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。(表示)

**第六十八条の八** 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に修理をした旨の表示を付さなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特定端末機器の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に、第五十三条第二項(第一百四条第四項において準用する場合を含む)、第五十八条(第一百四条第七項において準用する場合を含む)、第六十五条又はこの項の規定により当該特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付することができる。(登録修理業者に対する改善命令等)

**第六十八条の九** 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特定端末機器が、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特定端末機器による妨害の拡大を防止するた

めに必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。(廃止の届出)

**第六十八条の十** 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第六十八条の三第一項の登録は、その効力を失う。(登録の取消し)

**第六十八条の十一** 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第二項第二号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六十八条の六第一項若しくは第四項又は第六十八条の八第一項の規定に違反したとき。

二 第六十八条の九の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第六十八条の三第一項の登録又は第六十八条の六第一項の変更登録を受けたとき。

(登録の抹消)

**第六十八条の十二** 総務大臣は、第六十八条の十第二項の規定により登録修理業者の登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録修理業者の登録を取り消したときは、当該登録修理業者の登録を抹消しなければならない。(端末設備の接続の検査)

**第六十九条** 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

2 これも変更したときも、同様とする。

2 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、

電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の総務省

令で定める技術基準に適合していると認められることは、利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特定端末機器による妨害の拡大を防止するた

の他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

2 前項の規定は、第五十二条第一項の規定により認可を受けた同項の総務省令で定める電気通信事業者について準用する。この場合において、前項中「総務省令で定める技術基準」とあるのは、「規定により認可を受けた技術的条件」と読み替えるものとする。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第七十二条** 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を行わなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を行わなければならない。

2 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。

**第七十三条** 工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。(工事担任者試験)

**第七十四条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第七十五条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第七十六条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第七十七条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第七十八条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第七十九条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第八十条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

**第八十一条** 利用者は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する必要な知識及び技能について行う。

2 第四十六条第三項から第五項まで及び第四十七条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十六条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは、「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは、「知識及び技能」と読み替えるものとする。

の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。)に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を行わなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を行わなければならない。

2 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を行わなければならない。

2 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、総務省令で定める。

第一項 第二十六條締結 四に規定する媒介等をいう。	五 その他総務省令で定める事項
	2 前項の届出をした者（以下「届出媒介等業務受託者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣で定める軽微な変更については、この限りでない。
	3 届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務（以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。）を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割（届出媒介等業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が一人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
	4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
	5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第一項 第二十六條締結 四に規定する媒介等をいう。	第二十七條の三第二項において同じ。）
	2 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の二の規定に違反したときは、当該届出媒介等業務受託者
	3 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
	4 試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
	5 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の二の規定に違反したときは、当該届出媒介等業務受託者

第一項 第二十六條締結 四に規定する媒介等をいう。	（指定試験機関の指定の基準）
	第七十五条 総務大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
	一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
	二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
	三 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

第一項 第二十六條締結 四に規定する媒介等をいう。	（指定試験機関の指定の基準）
	第七十六条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、総務省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせることができる。
	第七十七条 指定試験機関の役員の選任及び解任
	2 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに試験事務を行おうとする者の申請により行う。
	3 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。（役員等の選任及び解任）
	2 指定試験機関の指定は、総務大臣で定める区分ごとに試験事務を行おうとする者の申請により行う。
	3 総務大臣は、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

を含む。以下同じ。)を備え付け、これに試験事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。(監督命令)

第八十二条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対する監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)  
第八十三条 指定試験機関は、総務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 (指定の取消し等)  
第八十四条 総務大臣は、指定試験機関が第七十五条第二項第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

2 (登録講習機関の登録)  
第八十五条 第八十五条の二第一項の登録

「講習事務」という。)を行なう者は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてこの款の規定に違反したとき。

2 第七十五条第一項各号に適合しないと認められたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第七十七条第三項、第七十九条第二項又は第八十二条の規定による命令に違反したとき。

四 第七十九条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(総務大臣による試験事務の実施)  
第八十五条 総務大臣は、指定試験機関が第八十三条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第七十四条第

四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

2 総務大臣が、第一項の規定により試験事務を行つて、その結果による損害を被る者に賠償する場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

2 (第二款 登録講習機関の登録)  
第八十五条の二第一項の登録

「講習事務」という。)を行なう者は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてこの款の規定に違反したとき。

2 第七十五条第一項各号に適合しないと認められたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第七十七条第三項、第七十九条第二項又は第八十二条の規定による命令に違反したとき。

四 第七十九条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の基準)  
第八十五条の三 総務大臣は、前条第一項の登録

を申請した者の行う講習事務が、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のがいずれかに該当する者が講師として従事するものであるときは、その登録をしなければならない。

(登録講習機関の登録)  
第八十五条の三 総務大臣は、前項の規定による届出(登録講習機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は講習機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は講習事務を行なう事務所の所在地及び講習事務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、第八十五条の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 (登録の公示等)  
第八十五条の六 総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録をしたときは、登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分、講習事務を行なう事務所の所在地及び講習事務の開始の日を公示しなければならない。

2 第八十五条の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八十五条の十三第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。  
三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。  
三 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に關する事項は、総務省令で定める。

2 (登録の更新)  
第八十五条の四 第八十五条の二第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

2 第八十五条の二第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

2 (登録簿)  
第八十五条の五 総務大臣は、登録講習機関について、登録講習機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第八十五条の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項

三 事務所の名称及び所在地

四 講習の講師の選任に関する事項

五 講習事務の開始の予定期日

三 前項の申請書には、講習事務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

四 講習の講師の選任に関する事項

五 講習事務の開始の予定期日

三 前項の申請書には、講習事務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

四 講習の講師の選任に関する事項

五 講習事務の開始の予定期日

三 前項の申請書には、講習事務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 (登録の公示等)  
第八十五条の六 総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録をしたときは、登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分、講習事務を行なう事務所の所在地及び講習事務の開始の日を公示しなければならない。

二 第八十五条の十三第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。  
三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。  
三 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に關する事項は、総務省令で定める。

2 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)  
第八十五条の九 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第九十五条及び第百九十二条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 (講習事務規程)  
第八十五条の十 登録講習機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

2 (改善命令等)  
第八十五条の十一 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の三第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の七の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、同項の規定による講習事務を行なうべきこと又は講習の方法その他の業務の



く、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

登録認定機関は、前項の審査を行うときは、総務省令で定める方法に従い、別表第二に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「認定員」という。）に行わせなければならない。

（技術基準適合認定の報告等）

**第九十二条** 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、技術基準適合認定を受けた端末機器の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（役員等の選任及び解任）

**第九十三条** 登録認定機関は、役員又は認定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

登録認定機関は、その登録に係る事業の区分、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項について業務規程を定め、当該業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

**第九十五条** 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 端末機器を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人は、登録認定機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示した

四

前の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより

提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の備付け等）

**第九十六条** 登録認定機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに技術基準適合認定の業務に関する事項で総務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

（改善命令等）

**第九十七条** 総務大臣は、登録認定機関が第八十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録認定機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録認定機関が第五十三条第一項又は第九十一条の規定に違反していると認められたときは、当該登録認定機関に対し、技術基準適合認定のための審査を行うべきこと又は技術基準適合認定のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（技術基準適合認定についての申請及び総務大臣の命令）

**第九十八条** 第五十三条第一項の規定により技術基準適合認定を求めた者は、その求めに係る端末機器について、登録認定機関が技術基準適合認定のための審査を行わない場合又は登録認定機関の技術基準適合認定の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録認定機関が技術基準適合認定を求める命令をし、前条第一項の規定による命令を命ずることができる。

（登録の抹消）

**第九十九条** 登録認定機関が第五十三条第一項若しくは第九十九条第二項の規定により登録認定機関の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録認定機関の登録を取り消したときは、当該登録認定機関の登録を抹消しなければならない。

（総務大臣による技術基準適合認定の実施）

**第一百条** 総務大臣は、第八十八条第一項若しくは第九十九条第二項の規定により登録認定機関

の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録認定機関の登録を取り消したときは、当該登録認定機関の登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録認定機関が第五十三条第一項又は第九十九条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る登録認定機関に

対し、前条第二項の規定による命令をしなければならない。

2 総務大臣は、前項の場合において、前条第二項の規定による命令をし、又は命令をしないことを決定した者に通知しなければならない。

（業務の休廃止）

**第一百零一条** 登録認定機関は、その登録に係る技

術基準適合認定の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 登録認定機関が技術基準適合認定の業務を行なうこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が第一項の規定により技術基準適合認定の業務を行うこととした場合における技術基準適合認定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

**第一百零二条** 総務大臣は、登録認定機関が第八十七条第二項又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

（登録の取消し等）

2 第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

（登録の抹消）

**第一百零三条** 第九十九条から第九十三条まで、第九十六条、第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、登録認定機関が設計認証を行な場合について、第九十四条、第五十九条、第一百条第二項及び第三項並びに前条の規定は登録認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第九十二条第一項中「を受けた」とあるのは「に係る設計に基づく」と、第九十四条中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第九十七条第二項並びに第九十八条第一項及び第二項中「第五十三条第一項」と、同条第一項中「端末機器」とあるのは「第五十六条第二項」と、同条第一項中「端末機器」とあるのは「設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）」と読み替えるものとする。

（承認認定機関の承認等）

**第一百零四条** 総務大臣は、外国の法令に基づく端末機器の検査に関する制度で技術基準適合認定の制度に類するものに基づいて端末機器の検査、試験等を行う者であつて、当該外国において、外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる端末機器について技術基準適合認定を行おうとするものから申請があつたときは、事業の区分ごとに、これを承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けた者（以下「承認認定機関」という。）は、その承認に係る技術基準適合認定の業務を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第五十三条第一項及び第二項、第五十五条、第五十六条第二項及び第三項、第九十二条第二項並びに第九十六条から第九十九条まで、第九十八条までの規定は承認認定機関について、第九十五条の規定は承認認定機関による技術基準適合認定を受けた者について、第八十六条规定

より行つている技術基準適合認定の業務を行なうこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が第一項の規定により技術基準適合認定の業務を行うこととした場合における技術基準適合認定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

**第一百零五条** 第九十九条







<p><b>第二百十三条</b> 支援機関には、支援業務諮問委員会を置かなければならない。</p> <p>2 支援業務諮問委員会は、支援機関の代表者の諮詢に応じ、第一種交付金及び第二種交付金の額及び交付方法、第一種負担金及び第二種負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに關する必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。</p> <p>3 支援業務諮問委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。</p>	<p><b>(支援機関の指定を取り消した場合における経過措置)</b></p> <p><b>第一百四十四条</b> 第百六十六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。</p> <p>前項に定めるもののほか、百六十六条第一項において準用する第八十四条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。</p> <p><b>(支援機関への情報提供等)</b></p> <p><b>第一百十五条</b> 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又是指導及び助言を行うものとする。</p> <p><b>(準用)</b></p>	<p><b>第二百十六条</b> 第百五十五条第二項第一号から第四号まで、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条から第八十四条まで並びに第九十条の規定は、支援機関について準用する。</p> <p>前項の場合において、次の表の上欄に掲げる表の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p><b>第二百五十五条</b> 前条第一項</p>	<p>第二百六十六条</p>	<p>第二百六十七条</p>

第九十条 第九十九条		第二項 第九十九条	第三項 第九十九条	第九十一条 第九十九条
二項	三項	第一号又は第三号	第一号又は第三号	第一号又は第三号
		関の氏名若しくは 名称若しくは住所 又は技術基準適合 認定の業務を行う 事務所の所在地の 変更に係るものに 限る。)	関の氏名若しくは 名称若しくは住所 又は技術基準適合 認定の業務を行う 事務所の所在地の 変更に係るものに 限る。)	関の氏名若しくは 名称若しくは住所 又は技術基準適合 認定の業務を行う 事務所の所在地の 変更に係るものに 限る。)
		第一号又は第三号	第一号又は第三号	第一号又は第三号
		所の所在地	所の所在地	所の所在地
		並びに支援業務	並びに支援業務	並びに支援業務
		認定の業務	認定の業務	認定の業務
		技術基準適合認定 の業務	技術基準適合認定 の業務	技術基準適合認定 の業務

的とする電気通信の送信（当該電気通信の送信を行ふ指令を与える電気通信の送信を含む。）であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの（次項第一号イ及びロ（2）及び口（2）において「攻撃先設備探査」という。）

二 次項第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに該当する電気通信事業者を社員（同項第一号及び第二号並びに第三項第二号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

一 前項の規定による認定を受けた一般社団法人（以下「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員である電気通信事業者であつて次のいずれにも該当するものの委託を受けて、ロ（1）又は（2）に定める者に対し、口の通知を行うこと。

イ 第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件（口において単に「技術的条件」という。）において、その利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃（次の（1）又は（2）に掲げる行為に限る。口において同じ。）を行うことを禁止する旨を定めていること。

(1) 設備攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が前項第一号イに規定する電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限る。口（2）において同じ。）

(2) 攻撃先設備探査（電気通信事業者がそ

できるものに限る。ロ（2）において同

じ。)

口 電気通信役務の提供条件において、その電気通信設備又はその利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃技術的条件においてその利用者の電気通信設備が行うことを禁止する旨を定めているものに限る。（以下このロ（2）を除く。）及び次号ロにおいて同じ。）の送信先であることが特定された場合において、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録により当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備が次の（1）又は（2）に掲げる者の電気通信設備であることが特定されたときは、当該（1）又は（2）に定める者に対し、当該通信履歴の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備を送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う旨を定めていること。

## 二 他の電気通信事業者（当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃が、設備攻撃である場合にはイ（1）に係る部分に限る。）に該当するものに限り、攻撃先設備探査である場合にはイ（2）に係る部分に限る。）に該当するものに限り、攻撃先設備攻撃又はそのおそれへの対処を求める。

（1）他の電気通信事業者 当該他の電気通信事業者

（2）他の電気通信事業者（当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃が、設備攻撃である場合にはイ（1）に係る部分に限る。）に該当するものに限り、攻撃先設備探査である場合にはイ（2）に係る部分に限る。）に該当するものに限り、攻撃先設備攻撃又はそのおそれへの対処を求める。

二 会員である電気通信事業者であつて次のいづれにも該当するものからロの通信履歴の電磁的記録の提供を受け、ロの調査及び研究を行ふこと並びにその成果の普及を行うこと。

イ 前号イに該当すること。

ロ 電気通信役務の提供条件において、その電気通信設備又はその利用者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃技術的に特定できないときは、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

送信元の電気通信設備を合理的に特定する

ための調査及び研究の用に供するため、当該通信履歴の電磁的記録の提供を行う旨を定めていること。

（秘密保持義務）

協会の特定会員でない者は、その名称中に、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の特定会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

の変更の届出（同条第三項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたとき、又は第百六条の六第二項の規定により認定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（公示）

第三章 土地の使用等

（事業の認定）

第一節 事業の認定

第百七十二条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合に、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

（事業の認定）

第二節 事業の認定

（事業の認定）

第三節 事業の認定

（事業の認定）

第四節 事業の認定

（事業の認定）

第五節 事業の認定

（事業の認定）

第六節 事業の認定

（事業の認定）

第七節 事業の認定

（事業の認定）

第八節 事業の認定

（事業の認定）

第九節 事業の認定

（事業の認定）

第十節 事業の認定

（事業の認定）

第十一節 事業の認定

（事業の認定）

第十二節 事業の認定

（事業の認定）

第十三節 事業の認定

（事業の認定）

第十四節 事業の認定

（事業の認定）

第十五節 事業の認定

（事業の認定）

第十六節 事業の認定

（事業の認定）

第十七節 事業の認定

（事業の認定）

第十八節 事業の認定

（事業の認定）

第十九節 事業の認定

（事業の認定）

第二十節 事業の認定

（事業の認定）

第二十一節 事業の認定

（事業の認定）

第二十二節 事業の認定

（事業の認定）

第二十三節 事業の認定

（事業の認定）

第二十四節 事業の認定

（事業の認定）

第二十五節 事業の認定

（事業の認定）

第二十六節 事業の認定

（事業の認定）

第二十七節 事業の認定

（事業の認定）

第二十八節 事業の認定

（事業の認定）

第二十九節 事業の認定

（事業の認定）

第三十節 事業の認定

（事業の認定）

第三十一節 事業の認定

（事業の認定）

第三十二節 事業の認定

（事業の認定）

第三十三節 事業の認定

（事業の認定）

第三十四節 事業の認定

（事業の認定）

第三十五節 事業の認定

（事業の認定）

第三十六節 事業の認定

（事業の認定）

第三十七節 事業の認定

（事業の認定）

第三十八節 事業の認定

（事業の認定）

第三十九節 事業の認定

（事業の認定）

第四十節 事業の認定

（事業の認定）

第四十一節 事業の認定

（事業の認定）

第四十二節 事業の認定

（事業の認定）

第四十三節 事業の認定

（事業の認定）

第四十四節 事業の認定

（事業の認定）

第四十五節 事業の認定

（事業の認定）

第四十六節 事業の認定

（事業の認定）

第四十七節 事業の認定

（事業の認定）

第四十八節 事業の認定

（事業の認定）

第四十九節 事業の認定

（事業の認定）

第五十節 事業の認定

（事業の認定）

第五十一節 事業の認定

（事業の認定）

第五十二節 事業の認定

（事業の認定）

第五十三節 事業の認定

（事業の認定）

第五十四節 事業の認定

（事業の認定）

第五十五節 事業の認定

（事業の認定）

第五十六節 事業の認定

（事業の認定）

第五十七節 事業の認定

（事業の認定）

第五十八節 事業の認定

（事業の認定）

第五十九節 事業の認定

（事業の認定）

第六十節 事業の認定

（事業の認定）

第六十一節 事業の認定

（事業の認定）

第六十二節 事業の認定

（事業の認定）

第六十三節 事業の認定

（事業の認定）

第六十四節 事業の認定

（事業の認定）

第六十五節 事業の認定

（事業の認定）

第六十六節 事業の認定

（事業の認定）

第六十七節 事業の認定

（事業の認定）

第六十八節 事業の認定

（事業の認定）

第六十九節 事業の認定

（事業の認定）

第七十節 事業の認定

（事業の認定）

第七十一節 事業の認定

（事業の認定）

第七十二節 事業の認定

（事業の認定）

第七十三節 事業の認定

（事業の認定）

第七十四節 事業の認定

（事業の認定）

第七十五節 事業の認定

（事業の認定）

第七十六節 事業の認定

（事業の認定）

第七十七節 事業の認定

（事業の認定）

第七十八節 事業の認定

（事業の認定）

第七十九節 事業の認定

（事業の認定）

第八十節 事業の認定

（事業の認定）

第八十一節 事業の認定

（事業の認定）

第八十二節 事業の認定

（事業の認定）

第八十三節 事業の認定

（事業の認定）

第八十四節 事業の認定

（事業の認定）

第八十五節 事業の認定

（事業の認定）

第八十六節 事業の認定

（事業の認定）

第八十七節 事業の認定

（事業の認定）

第八十八節 事業の認定

（事業の認定）

第八十九節 事業の認定

（事業の認定）

第九十節 事業の認定

（事業の認定）

第九十一節 事業の認定

（事業の認定）

第九十二節 事業の認定

（事業の認定）

第九十三節 事業の認定

（事業の認定）

第九十四節 事業の認定

（事業の認定）

第九十五節 事業の認定

（事業の認定）

第九十六節 事業の認定

（事業の認定）

第九十七節 事業の認定

（事業の認定）

第九十八節 事業の認定

（事業の認定）

第九十九節 事業の認定

（事業の認定）

第一百節 事業の認定

（事業の認定）

第一百一節 事業の認定

（事業の認定）

第一百二節 事業の認定

（事業の認定）

第一百三節 事業の認定

（事業の認定）

第一百四節 事業の認定

（事業の認定）

第一百五節 事業の認定

（事業の認定）

第一百六節 事業の認定

（事業の認定）

第一百七節 事業の認定

（事業の認定）

第一百八節 事業の認定

（事業の認定）

第一百九節 事業の認定

（事業の認定）

第一百二十節 事業の認定

（事業の認定）

第一百二十節 事業の認定

（事業の認定）

第一百二十節 事業の認定

(認定の基準) 第百十九条 総務大臣は、第百十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。

三 申請に係る電気通信事業を営むために必要となる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け、又は第十六条第一項、第四項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む)若しくは第五項の届出をしていること。

(事業の開始の義務) 第百二十条 第百十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定電気通信事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業(以下「認定電気通信事業」といいう。)を開始しなければならない。

2 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第百十七条第二項第一号の業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。

3 総務大臣は、認定電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるとときは、第一項の期間を延長することができる。

4 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の指定があつたときは、その区分に係る認定電気通信事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。(提供義務)

第五百二十二条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信サービスの提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するため必要な限度において、業務の方の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。(変更の認定等)

第一百二十二条 認定電気通信事業者は、第百七十七条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとする場合は、第百十八条及び第百十九条の規定は、前三項の認可について準用する。

とすることは、総務大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

認定電気通信事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

申請に係る電気通信事業を営むために必要となる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受け、又は第十六条第一項、第四項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む)若しくは第五項の届出をしていること。

(事業の開始の義務) 第百二十一条 第百十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定電気通信事業者」という。)は、総務大臣が指定する期間内に、その認定に係る電気通信事業(以下「認定電気通信事業」といいう。)を開始しなければならない。

2 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第百十七条第二項第一号の業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。

3 総務大臣は、認定電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるとときは、第一項の期間を延長することができる。

4 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の指定があつたときは、その区分に係る認定電気通信事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第五百二十三条 認定電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該認定電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人たる認定電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、当該認定電気通信事業の認定は、その効力を失う。

3 認定電気通信事業者の全部を承継するものに認定電気通信事業の全部を承継させるものに認定電気通信事業の全部を合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

4 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡しをしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業の地位を承継することができる。

第五百二十四条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しうる。

たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

(認定の失効)

認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定は、その効力を失う。

一 第十二条の二第一項の規定により登録がそみ替えるものとする。

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

三 認定電気通信事業の全部を廃止したとき。(認定の取消し)

一 第百八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第百二十条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に認定電気通信事業を開始しないとき。

三 前号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

三 前号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 総務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の認定の取消し)

第五百二十七条 総務大臣は、第百二十二条第一項の規定により第百十七条第二項第二号又は第三号の事項の変更の認定を受けた認定電気通信事業者が、第百二十二条第四項において準用する第百二十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その認定を取り消すことができる。

2 前項第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 土地の使用  
(土地等の使用権)  
第五百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線(主とし通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しうる。の構内(これに準ずる区域内を含む。)又

は建物内(以下この項において「構内等」といいう。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下この節において「線路」と総称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他工作物(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他の工作物(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産等)を除く。以下「土地等」という。)を利用して、その期間を延長して使

用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、認定電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にすることができる。ただし、他の法律によつて土地等を收用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年(地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年)とする。ただし、同項の協議又は第三十二条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者(その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令で定める者を含む。次項並びに第三十条第一項及び第三十一条において同じ。)の意見を聞くものとする。

5	総務大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
6	第一項の協議が調つた場合には、認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、総務省令で定めた事項を総務大臣に届け出るものとする。
7	前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、認定電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。
8	認定電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用権を消滅させることができないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者は、総務省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

1	裁定の申請
2	裁定の申請
3	対価の額並びにその支払の時期及び方法
4	使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。
5	総務大臣は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめその土地等の所在する都道府県の収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。
6	認定電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。
7	第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。
8	第一項の規定による一時使用的期間は、六ヶ月（同項第一号に規定する場合において仮線路又は測標を設置したときは、一年）を超えることができない。

1	（裁定）
2	総務大臣は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。
3	市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公表し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
4	市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。
5	前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長又は総合区長」とする。
6	前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。
7	前項の規定による公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告しなければならない。
8	第三十五条第八項から第十項までの規定は、第一百二十九条第一項の裁定について準用する。

1	（土地等の一時使用）
2	認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の実施に關し、次に掲げる目的のため
3	（通行）
4	認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。
5	前項の規定による測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す證明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。
6	第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す證明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。
7	第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す證明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。
8	第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す證明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

1	（損失補償）
2	認定電気通信事業者は、第三十五条第一項の規定により他人の土地等を一時使用するときは、他人の土地に立ち入り、第一百三十五条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第一百三十四条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第一百三十五条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。
3	前項の規定による損失の補償について、認定電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、認定電気通信事業者又は損失を受けた者は、総務省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。
4	第三十五条第五項から第十項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第五項中「総務大臣」とあるのは、「都
5	は、公告の日から十日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる。

1	（植物の伐採）
2	認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合に限り、車両の置場並びに土石の捨場の設置及びその他の非常事態が発生した場合にあっては、線路を支持するために利用する場合に限り、線路に関する工事の施工のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置に限る。
3	測標の設置
4	認定電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合は、この限りでない。
5	認定電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめその土地等の所在する都道府県の収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。
6	総務大臣は、第二百二十九条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
7	総務大臣は、前項の規定による裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、認定電気通信事業者は、その土地等の所有者に通知する。
8	第一項の規定による一時使用的期間は、六ヶ月（同項第一号に規定する場合において仮線路又は測標を設置したときは、一年）を超えることができない。



(組織)  
第一百四十五条 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができます。

第一百四十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)

2 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

3 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため総務大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)

第一百四十七条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第一百四十九条 総務大臣は、委員が心身の故障ため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第一百五十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

3 委員は、あつせん中の事件についての申立て、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項第三項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条第一項」において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

4 あつせん委員は、あつせんの給与は、別に法律で定められる。

2 委員の給与は、別に法律で定められる。

(事務局)

第一百五十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第一百五十三条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 あつせん及び仲裁  
(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第一百五十四条 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

4 仲裁について、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第二百三十八号)の規定を準用する。

(准用)

第一百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、第二百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第二百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「第三十八条第一項」と、同条第三項において準用する。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する委員に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができます。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件についての申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第一百五十五条 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十五条第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

3 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条第三項」と読み替えるものとする。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に對し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間ににおいて、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当つて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(第三項において単に「契約」という。)の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に對し、あつせんを申請することができる。

2 前二条の規定は、御電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第二百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「第三十八条第一項」と、同条第三項において準用する。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する委員に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 第百五十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間ににおいて、当該第三号事業を営むに当つて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(第三項において単に「契約」という。)の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に對し、あつせんを申請することができる。

2 前二条の規定は、御電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第二百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、同条第三項において準用する。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する委員に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 第百五十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間ににおいて、当該第三号事業を営むに当つて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約(第三項において単に「契約」という。)の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に對し、あつせんを申請することができる。

2 前二条の規定は、御電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第二百五十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「契約の細目」とあるのは「契約の細目」と、同条第三項の規定に

十四条第一項ただし書及び第六項並びに前条第一項ただし書中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条において準用する第三十五条第一項若しくは第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

「第百五十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五条第一項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

(申請の経由)

この節の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

この節に規定するものほか、あつせん及び仲裁の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

### 第三節 詢問等

(委員会への詰問)

総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に詰問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

第一項若しくは第二項の規定によると、第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条

第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条

第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条

第五条第一項の規定による特定卸電気通信役務の提供に関する命令、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁

定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供に関する命令、第百二十九条第一項の規定による土地等の使用に係る土地等の使用による支障の除去に必要な措

置に関する裁定

二 第十九条第二項の規定による届出契約約款の変更の命令、第二十条第三項の規定による保険契約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務行為の停止若しくは第四項の規定による業務の改善命令、第三十条第五項の規定による業務行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第四項各号若しくは第三十一條第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十二条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告、第三十八条の二第二項の規定による業務の改善命令、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第一百二十二条第二項の規定による業務の改善命令

第三十三条第六項の規定による接続約款の変更登録を含む。)に限る。次項において同じく、同項において同じく。には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、登録、認可、許可若しくは認定の趣旨に照らして、又は登録、認可、許可若しくは認定に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可、許可又は認定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(適用除外等)

第一項若しくは第八項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条、第三十五条第一項の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)若しくは第五十二条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十二条第一項、第七十三条の四又は第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一項、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第三十八条第一項の規定による意見の陳述のための手続を除く。)を提供する電気通信事業者

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務(次に掲げる電気通信役務(口及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。)を除く。)を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

3 第一項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聽聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聽聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)

第一項に規定する処分に係る利害関係人が当該听聞に参加する手続に参加するときは、これを許可しなければならない。

2 第百六十二条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に關し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3 第五百八条 (登録等の条件)

第一項の登録の更新及び第十三条第一項の変更登録を含む。)に限る。次項において同じく、認可、許可又は認定(技術基準適合認定を除く。同項において同じく。には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、登録、認可、許可若しくは認定の趣旨に照らして、又は登録、認可、許可若しくは認定に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限度のものに限り、かつ、当該登録、認可、許可又は認定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(適用除外等)

第一項若しくは第八項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条、第三十五条第一項の七、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)若しくは第五十二条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第五十二条第一項、第七十三条の四又は第一百二十二条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一項、第三十九条の三第二項、第四十四条の二、第三十八条第一項の規定による意見の陳述のための手続を除く。)を提供する電気通信事業者

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務(次に掲げる電気通信役務(口及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。)を除く。)を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

2 イ ドメイン名電気通信役務  
ロ 検索情報電気通信役務  
ハ 媒介相当電気通信役務

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ・ドメイン名電気通信役務 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピーアドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確實かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わって使用されるものとして総務省令で定めるものをいう。

三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために使用する番号、記号その他の符号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

四 検索情報電気通信役務 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

五 媒介相当電気通信役務 その記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又はその送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に



第一百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び交付方法の認可、第百十条の三第一項の規定による第二種負担金の額及び徵収方法の認可、第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条の五第二項において準用する第百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徵収方法の認可又は第百十六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指數の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定又は第六十四条第一項第三号の規定による同号口若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定

三 第百十条第一項又は第百十条の五第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案

四 第二条第七号イ、第七条各号、第八条第三項、第九条第一号、第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニ、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十四条第一号ロ、第二十六条第一項、第二十四条第一号ロ、第二十六条第一項（第七十三条の三において準用する場合を含む）、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十六条の四、第二十七条の二（第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む）、第二十七条の三第一項若しくは第二项（第七十三条の三において準用する場合を含む）、第二十七号の五、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第二項ただし書第六項若しくは第八項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号

イ、口若しくは亦若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第三項第一号イ、口若しくは亦若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項から第三項まで、第三十九条の三第三項、第四十一条第一項から第五項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の十、第五十二条第一項、第七十条第一项第一号、第八十七条第一項第二号、第七十条第二号、第一百八条第一項各号若しくは第三項、第一百九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項ただし書若しくは第二項（第一百十条の五第二項において準用する場合を含む）、第一百十条の二第一項若しくは第二項、第一百三十条の三第一項第一号、第一百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第一百十条の五第一項又は第一百六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

（聴聞の特例）

**第一百七十条** 第十四条第一項、第四十七条（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の九、第七十七条第三項（第一百六十条第一項において準用する場合を含む。）、第一百一十六条第一項又は第一百二十七条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（審査請求の手続における意見の聴取）

**第一百七十二条** この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が意見の聴取をした後になければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならぬ。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項

(聽聞の特例)

イ、口若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第十三条第一項、第三項第一号イ、口若しくはホ若しくは第二号、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十八条の二第一項から第三項まで、第三十九条の三第三項、第四十二条第一項から第五項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号、第五十条の七、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八十七条第一項第二号、第一百七条第二号、第一百八条第一項各号若しくは第三項、第一百九条第一項から第三項まで、第一百十条第一項ただし書若しくは第二項（第一百十条の五第二項において準用する場合を含む）、第一百十条の二第一項若しくは第二項、第一百十条の三第一項第一号、第一百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第一百十条の五第一項又は第一百六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

(意見の申出) 関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に關し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(指定試験機関の処分等についての審査請求)

**第一百七十三条** この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(手数料)

**第一百七十四条** 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

一 第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

二 電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受けようとする者

三 第六十八条の三第一項の規定による登録又は第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者

四 第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者

五 第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

六 第百二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合認定又は設計認証を求める者

七 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

第一百七十四条

(意見の申出) 第百七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に關し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(指定試験機関の処分等についての審査請求) 第百七十三条 この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、総務大臣に對し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政訴訟とみなす。

信（第一百六十四条）

制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置（罰則に関する事務の区分）を定めることができる。

**第一百七十六条** 第百三十一条第二項及び第三項（いわゆる規定を第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（総務省令への委任）とする。

**第六章 評則**

**第一百七十七条** この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

電気通信事業者の取扱及中古車の取扱事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一百七十八条** 削除

電気通信事業者の取扱及中古車の取扱

(意見の申出) 関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に關し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(指定試験機関の処分等についての審査請求)

**第一百七十三条** この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条及び第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(手数料)

**第一百七十四条** 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

一 第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

二 電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受けようとする者

三 第六十八条の三第一項の規定による登録又は第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者

四 第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者

五 第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

六 第百二条第一項(第百三条において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合認定又は設計認証を求める者

七 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)

(意見の申出) 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に關し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(指定試験機関の処分等についての審査請求)

**第一百七十三条** この法律の規定による指定試験機関の処分又はその不作為に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(手数料)

**第一百七十四条** 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者
- 二 電気通信主任技術者試験又は工事担当者試験を受けようとする者
- 三 第六十八条の三第一項の規定による登録又は第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者

四 第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者

五 第八十八条第一項の規定による登録の更新

の意見の聴取については、同条第一項から第五項までの規定を準用する。

制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する事務の区分）を定めることができる。

**第一百七十六条** 第百三十条第二項及び第三項（これらの規定を第二百三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（総務省令への委任）

**第一百七十六条の二** この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

**第六章 罰則**

**第一百七十七条** 第九条の規定に違反して電気通信事業を営んだときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一百七十八条 条 削除**

**第一百七十九条** 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第二百六十四条第三項に規定する通信並びに同条第四項及び第五項の規定により電気通信事業者の取扱中に係る通信とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第二百六十六条の二第二項第一号の通知及び認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が取り扱う同項第二号の通信履歴の電磁的記録を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四項及び第五項の規定により電気通信事業に従事する者とみなされる認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う第二百六十六条の二第二項第一号又は第二号に掲げる業務に従事する者を含む。）が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第一百八十一条** みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

信務の提供に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。  
**第一百八十二条** 第二十五条第一項から第三項まで規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第一百八十三条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第一項の未遂罪は、罰する。

二 第五十四条（第六十一条及び第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三 第六十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反したとき。

四 第一百六十二条第一項（第七十八条第一項（第七十六条第一項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第六十六条第一項（第六十七条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一項第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十二条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条第二項、第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十三条规定（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第六十六条の六第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

**第一百八十四条** 第八十四条第二項（第一百六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は支援機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百八十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をして電気通信事業を営んだとき、又は虚偽の届出をして電気通信役務の提供に關する契約の締結の媒介等の業務を行つたとき。

一 第七十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に關する契約の締結の媒介等の業務を行つたとき。

二 第七十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、第二十六条第一項各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をして、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第五十四条（第六十一条及び第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第二十七条の十第一項の規定による命令又は特定利用者情報統括管理者を選任しなかつたとき。

五 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止したとき。

六 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつたとき。

七 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつたとき。

八 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

九 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更したとき。

十 第十六条第四項の規定による届出をしないで同条第一項第三号若しくは第四号の事項を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

**第一百八十六条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第三号若しくは第四号の事項を変更したとき、又は第十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、又は帳簿に虚偽の記載若しくは記録をして、帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供したとき。

三 第十九条第二項、第二十条第一項、第二十二项、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一項第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十二条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条第二項、第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項、第三十九条の三第二項、第四十三条规定（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十五条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）又は第六十六条の六第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者も、前項と同様とする。

四 第二十七条の十第一項の規定による命令又は特定利用者情報統括管理者を選任しなかつたとき。

五 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して、協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止したとき。

六 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつたとき。

七 第二十三条第一項の規定に違反したとき。

八 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

九 第二十八条第一項又は第三十三条第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第二十六条第二項の規定に違反して接続約款を公表しなかつたとき。

十一 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第一百八十三条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつたとき。

十二 第三十六条第二項の規定による届出をする場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第一百八十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで同条第一項第三号若しくは第四号の事項を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

二 第八十三条第一項（第一百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは帳簿に虚偽の記載若しくは記録をして、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十三条第一項（第一百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して試験事務又は支援業務の全部を廃止したとき。



話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の施行の日以後に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によなおおその効力を有する間は、同項の電話加入権に関して適用されるこれらの規定の例による。

**第十一条** この法律の施行の際現に国際電電が旧公衆法第八条の認可を受けて締結している協定

又は契約については、当該協定又は契約に定められている期限までの間は、第四十条の認可を受けて締結しているものとみなす。

**第十二条** 第四十四条第一項の規定は、日本電電又は国際電電について、施行日から六月間

は、適用しない。

**第十三条** この法律の施行の際現に旧公衆法第五

十五条の八、第五十五条の十一第三項(旧公衆

法第五十五条の十八において準用する場合を含む)、第五十五条の十三の二第一項、第五十五

条の二十一、第一百五条第一項若しくは第二百八条

の二又は第五十五条の十六若しくは第二百六条の

規定に基づき、公衆電気通信役務の利用者等が

設置し、電気通信回線設備に接続している端末

設備又は私設有線設備については、第五十一条

第一項前段(第五十二条第二項において準用す

る場合を含む)の検査を受け技術基準に適合

していると認められた端末設備又は自営電気通

信設備とみなす。次項

第一項に規定する工事担任者とみなす。次項

の規定による届出をした場合において、工事担

任者資格者証の交付があるまでの間も、同様と

する。

**第十四条** この法律の施行の際現に旧公衆法第五

十五条の十七若しくは第二百五条第七項の規定又

は第二百八条の二に規定する契約約款の条項に基

づく工事担任者である者は、施行日から六月間

に限り、從前の資格の範囲内において第五十三

条第一項に規定する工事担任者とみなす。次項

の規定による届出をした場合において、工事担

任者資格者証の交付があるまでの間も、同様と

する。

**第二十条** 附則第四条から前条までに規定するも

ののほか、この法律の施行に関する必要な経過措

置は、政令で定める。

**第二十一条** 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関する必要な経過措

置は、政令で定める。

**第二十二条** 附則(昭和六二年六月二日法律第五七

号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附則(平成七年五月八日法律第八二号)**

この法律は、公布の日から施行する。

**附則(平成六年六月二九日法律第七三**

号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附則(平成九年六月二〇日法律第九七**

号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附則(平成九年六月二九日法律第七三**

号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附則(平成九年六月二〇日法律第九七**







項ただし書、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第八百八条第一項第二号又は同条第三項の総務省令の制定のために、第二条の規定による改正後の電気通信事業法第百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。  
(指定認定機関等に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法(以下この条及び次条において「旧法」という。)第六十八条第一項の規定により指定を受けている者は、この法律の施行の日に第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下この条から附則第五条までにおいて「新法」という。)第六十八条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第六十九条の二第一項に規定する期間は、旧法による指定又は指定の更新の日から起算するものとする。

この法律の施行の際現にされている旧法第六十八条第二項の規定による指定の申請、旧法第六十六条十九条の二第一項の規定による指定の更新の申請又は旧法第七十二条の三第一項の規定による承認の申請は、それぞれ新法第六十八条第一項の規定による登録の申請、新法第六十九条の二第一項の規定による登録の更新の申請又は新法第七十二条の三第一項の規定による承認の申請とみなす。

**第四条** この法律の施行の際現にされている旧法第五十条第二項(旧法第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合認定の申請、旧法第七十二条の三第一項の規定による認定の申請、旧法第七十二条の三第五項において準用する旧法第五十条第二項の規定による認定の申請又は旧法第五十条の四第一項、第七十二条の二第一項若しくは第七十二条の三第六項の規定による認証の申請については、それぞれ新法第五十条第一項(新法第七十二条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合認定の求め又は新法第五十条の四第一項若しくは第七十二条の三第六項の規定による設計認証の求めとみなす。

この法律の施行前に旧法第五十条第二項(旧法第七十二条において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合認定を受けた端末幾

器又は旧法第七十二条の三第五項において準用する旧法第五十条第一項の規定により認定を受けた端末機器について、新法第五十条第一項（新法第七十二条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されるものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五十条の四第一項、第七十二条の二第一項又は第七十二条の三第六項の規定により認証を受けている設計は、新法第五十条の四第二項（新法第七十二条の三第七項において準用する場合を含む。）の規定により設計認証を受けた設計とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第五十条の四第一項、第七十二条の二第一項又は第七十二条の三第六項の規定により認証を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第五十条の四第二項（新法第七十二条の三第七項において準用する場合を含む。）の規定により設計認証を受けたものとみなす。この場合において、旧法第五十条の四第一項、第七十二条の二第一項又は第七十二条の三第七項において準用する場合を含む。）の規定による義務を履行したものとみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十条の四第一項、第七十二条の二第一項又は第七十二条の三第六項の規定により認証を受けた設計に基づく端末機器であつて旧法第五十条の四第五項（旧法第七十二条の二第三項及び第七十二条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものについては、新法第五十条の四第二項（新法第七十二条の三第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものとみなす。

二項の規定により認定を受けた端末機器及び旧法第五十条の四第三項（旧法第七十二条の二第三項及び第七十二条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により認証を受けた設計に基づく端末機器であつて旧法第五十条の四第五項（旧法第七十二条の二第三項及び第七十二条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものについては、適用しない。

（独立行政法人情報通信研究機構に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行の日から、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）の施行の日の前までの間における新法第六十九条第一項第二号の規定の適用については、同号中「独立行政法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）」とあるのは「独立行政法人通信総合研究所（ハにおいて「研究所」という。）」と、同号ハ中「機構」とあるのは「研究所」とする。

（事業の登録等に関する経過措置）

**第六条** 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第九条第一項の許可を受けて第一種電気通信事業を営んでいる者であつて、第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものは第二条の規定の施行日（以下「施行日」という。）に新法第九条の登録を受けたものと、新法第十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第九条第一項の規定による許可の申請は、新法第九条の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては同条の規定による登録の申請と、新法第十六条第一項の規定により届出をすべき者に係るものにあつては同項の規定によりした届出とみなす。

3 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十四条第一項の規定による許可の申請は、新法第九条の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては新法第十三条第一項の規定による変更登録の申請と、新法第十六条第一項の規定により届出をするべき者に係るものにあつては同条第二項の規定によりした届出とみなす。

4 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十八条第三項の規定による認可の申請は、新

法第十八条第二項の規定によりした届出とみなす。

5 第二条の規定の施行の際現に旧法第二十二条第一項の規定による届出をし、又は旧法第二十二条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業者を営んでいた者は、施行日に新法第十六条第一項の届出をしたものとみなす。

6 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第二十四条第一項の規定による登録の申請は、新法第十六条第一項の規定によりした届出とみなす。

7 第二条の規定の施行の際現にされており、新法第二十七条第一項の規定による変更登録の申請は、新法第十六条第三項の規定によりした届出とみなす。

(事業の認定等に関する経過措置)

第七条 第二条の規定の施行の際現に旧法第九条第一項の許可を受けて第一種電気通信事業を営んでいる者は、その営む電気通信事業について新法第百十七条第一項の認定を受けたものとみなす。

2 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第九条第一項の規定による許可の申請は、新法第一百七十七条第一項の規定によりした認定の申請とみなす。

3 第二条の規定の施行の際現に旧法第十二条第一項(旧法第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定されている期間は、新法第百二十条第一項(新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定された期間とみなす。

4 第二条の規定の施行の際現にされている旧法第十四条第一項の規定による許可の申請は、新法第百二十二条第一項の規定による認定の申請とみなす。

5 旧法第三章の規定により旧法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者に対してもした処分、手続その他の行為又は旧法第三章の規定により旧法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がした手続その他の行為は、新法第三章第二節の相当規定により新法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者に対してしたもの又は新法第三章第二節の相当規定により新法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者がしたものとみなす。

(技術基準適合確認に関する経過措置)

第一条 第二条の規定の施行の際現に旧法第九条第一項の許可に係る電気通信設備について旧法



材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るプロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

**第一条** (施行期日) この

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第一項の

附則

（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定め  
る。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月  
(旅行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に

定める日から施行する。

二 規定及び第五条中電気通信事業法第一百四十七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十三条及び第十四条第一項の規定 公布の日

五号子の改正規定、同法第五十二条の二十四  
第二項第四号の改正規定及び同法第五十二条  
の三十第二項第五号の改正規定並びに第三条

第三十五条及び第三十七条の規定 公布の日  
の三 第二項第三号の改正規定並びに第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十二条、第二十七条、第三十五条及び第三十七条の規定

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を  
から起算して三月を超えない範囲内において  
政令で定める日

除く。）並びに第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定、同法第一百六十九条第四号の改正規定及び同法第一百九十二条第二号の改

正規定並びに附則第十条第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**(準備行為)**  
**第三条** 第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第一百七十七条规定並びに

第三条及び第四条の規定による改正後の電波法第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五条の規定による文部省後の旨

に付する諮詢 第二条の規定による。新電気通信事業法の實質は、氣通信事業法（以下「新電気通信事業法」といふ。）第六十九条の規定による同条件の政令で定める審議会等に対する諮詢並びにこれらに關する手続等の行為は、これらに規定する事項

附則（平成一八年六月二日法律第五〇九〇年六月二日法律第五〇

号) 抄  
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の  
日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二八日法律第一三六号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第一項の改正規定、第三条中電気通信事業法第二十九条第一項の改正規定及び第百四十七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十二条までの規定 公布の日

二 第二条中電波法の目次の改正規定（第二節 無線局の登録（第二十七条の十八—第二十七条の三十四）を「／第二節 無線局の登録（第二十七条の十八—第二十七条の三十四）／第三節 無線局の開設に関するあつせん等 第二十七条の三十五・第二十七条の三十六／」に改める部分に限る。）、同法第六条第一項に一号を加える改正規定、同法第二项に一号を加える改正規定、同法第二十六条の第二项の改正規定、同法第二十七条の三第一項に一号を加える改正規定、同法第二十七条の十八第三項の改正規定、同法第二章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第九十九条の十一第一項第一号中「無線局の開設の届出」の下に「第二十七条の三十五第一項（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）」を加える改正規定及び第三条中電気通信事業法第百四十四条第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（处分等の効力）

**第九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。（罰則の適用に関する経過措置）

**第十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第五条

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第百四十六条第一項の規定により選任された電気通信事業紛争処理委員会の委員長である者は、同条第三項の規定により定められた委員長の職務を代理する委員として定められたものとみなす。

2 (電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)  
**第十一条** 新電気通信事業法第三十四条第六項の規定は、第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の電気通信事業法（以下この条において「旧電気通信事業法」という。）第一百四十七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第一百四十七条第一項又は第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電気通信事業法第一百四十八条第一項の規定にかかわらず、施行日ににおける旧電気通信事業法第一百四十七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第百四十六条第一項の規定により選任された電気通信事業紛争処理委員会の委員長である者又は同条第三項の規定により定められた委員長の職務を代理する委員として定められたものとみなす。



2 いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお從前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお從前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起

律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお前例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。  
**第五条** 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法  
**（経過措置の原則）**

(施行期日) 九号 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六  
のほか、この法律の施行に關し必要な細則等を定め  
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人  
事院の所掌する事項については、人事院規則）  
で定める。

の附則の規定によりなほその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

法（以下「新電気通信事業法」という。）第十二条の二（第四項第二号ロ若しくはニの規定による電気通信設備の指定、新電気通信事業法第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、新電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定又は新電気通信事業法第十二条の二（第四項第二号ロ若しくはニ、第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年五月二二日法律第二  
六号）抄

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第九条** この法律の施行前にした行為並ては附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

3 された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例によることによる。

(罰則に関する経過措置)

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいる者（旧電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出をした者に限る）の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第十六条第三項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「の変更について電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）」の施行の日から起算して一月以内にとする。

5 新電気通信事業法第二十四条第一号への規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

る届出をした者を除く。)の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「総務省令」とあるのは、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)」の施行日の日から起算して一月以内に、総務省令」とす

更について電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日から起算して「一月以内に」とする。

気通信事業（新電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下この条における同じ。）を営んでいる者（旧電気通信事業法第九条の登録を受けた者に限る。）の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「の変

**第三条** 新電気通信事業法第十二条の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる事由が生じた場合について適用する。

第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十七条の二第二号、第三十条第六項、第三十四条第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第三十八条の二、第三十九条の三第三項、第五十条第一項ただし書若しくは第六百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

業の開始前に」とあるのは、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいる者が新電気通信事業法第四十四条の三第一項又は第五条第一項の規定により最初にすべき選任には、施行日から起算して三月以内にしなければならない。)

(処分等の効力)

**第六条** 施行日前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつては、施行日から起算して三月以内にしなければならない。

この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第一項の規定を提供する電気通信事業を営んでいる者（二）の法律の施行の際現に旧電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置している者を除く。次項において同じ。）についての新電気通信事業法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「電気通信事業」

8 行後遅滞なく、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信の提供の業務を行つてゐる旨」とする。  
新電気通信事業法第三十九条の三第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の公表について適用する。  
この法律の施行日は昭和二年四月一日と定めることとする。

る新電気通信事業法第三十八条の二の規定の適用については、同条中「は」当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備用いられる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、「は」とあるのは「は」と、「遅滞なく、その旨」とあるのは「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)」の

規定する第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（新電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供の業務を行つてゐる当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（新電気通信事業法第一条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）に係

6  
7 新電気通信事業法第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、施行日以後に締結される電気通信役務（新電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）の提供に関する契約について適用する。

**附 則** (平成二九年六月二日法律第四五号)

「新事業法」という。第五十条第二項の規定による電気通信番号計画(同項に規定する電気通信番号計画をいう。)の作成、新事業法第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画(同項の標準電気通信番号使用計画をいいう。次条第一項において同じ。)の制定又は新事業法第二十六条の四、第五十条の二第一項第四号、第五十条の四第三号若しくは第五十条の規定による総務省令の制定若しくは改廃のために、第一条の規定による改正前の電気通信事業法第二百六十九条の政令で定める審議会等に適用する。

当該申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。



4 基礎的電気通信役務支援機関は、施行日前においても、新法第百六十六条第一項において準用する新法第八十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算（新法第七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る部分に限る。）について、同項の認可の申請をすることができる。

5 総務大臣は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百六十六条第一項において準用する新法第八十条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に新法第七条第二号に規定する第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者が施行日以後最初に新法第十九条第一項の規定により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは、「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）」の施行の日から六月以内に、総務大臣に届け出なければならない」とする。

2 前項の場合において、新法第十九条第二項中「前項」とあるのは、「前項（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」とする。

3 施行日前に終了した事業年度に係る旧法第二十四条（第一号イに係る部分に限る。）の規定による会計の整理については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定

附 則（令和五年六月二日法律第四〇号）抄  
（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和五年六月一四日法律第五三号）抄  
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定  
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十七条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十九条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条の規定、第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十二条の規定、第一百五十二条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定及び同法第三百八十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 別表第一（第八十五条の二、第八十五条の三関係）

(3) (1) 又は (2) に掲げる者と  
同等以上の知識及び経験を有する者

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。  
第三号において同じ。）若しくは旧大学令  
(大正七年勅令第三百八十八号)による大学  
において電気工学若しくは通信工学に関する  
科目を修めて卒業した者又は電気通信主任技  
術者資格者証の交付を受けている者であつ  
て、技術基準適合認定若しくは設計認証又は  
端末機器の試験、調整若しくは保守の業務に  
従事した経験（以下「業務経験」という。）  
を一年以上有すること。

二 学校教育法による短期大学（同法による専  
門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等  
専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅  
令第六十一号）による専門学校において電気  
工学又は通信工学に関する科目を修めて卒業  
した者（同法による専門職大学の前期課程に  
あつては、修了した者）であつて、業務経験  
を三年以上有すること。

三 学校教育法による大学に相当する外国の学  
校において電気工学又は通信工学に関する科  
目を修めて卒業した者であつて、業務経験を  
一年以上有すること。

四 学校教育法による短期大学又は高等専門学  
校に相当する外国の学校において電気工学又  
は通信工学に関する科目を修めて卒業した者  
であつて、業務経験を三年以上有すること。